

6 これまでの制度改革

(1) 問題点

イタリアでは、既に見えてきたように、出産・育児に関し母親にとって有利となる制度が必ずしも少子化対策として始まったわけではなく、社会的弱者対策・貧困対策として行われてきている。

70年代以降少子化傾向が進展した中、当時既に家族手当などの制度はあったが、少子化傾向は長く続いた。明確な理由は不明で、イタリア政府もその理由を明らかにはできていないが、この少子化傾向には、次のような理由があるとも考えられる。

下の仮説は相互間にそれぞれ原因と結果の関係にもなっていると考えることもできる。

① 一定の生活水準維持に必要な所得額が増大したことと、出産・育児を負担と考える者が増加したこと

労働している、していないにかかわらず、出産・育児を負担と考える、結婚している女性が増大していると考えられる。

特にこの約30年間のイタリアでの経済成長・賃金／物価上昇に伴い、一定の生活水準を維持するために必要な所得額が増大したため、家族が増えると自分たちを含む家族1人当たりの生活水準が低下するおそれがあるにあり、出産・育児を選択することに、特に女性の側で回避する性向が増大したと考えられる。

② 女性の職場進出の伸展と、仕事をしながら子育てる環境の悪さ

女性の職場進出が伸展している中で、仕事を持つ女性の場合、仕事をしながら育児をするための環境も出産に影響する。しかし保育所は希望者を全員受け入れる体制にはなっていないなど、出産後の育児には心配があり、出産を躊躇する。

なお、出産休暇など各種休暇についても、労働組合によれば「制度は整備されているものの、実際に利用している労働者はそれほど多くない」といわれ、制度は立派なもの、実態は必ずしも自由にそうした休暇の権利の行使などができる状況にあるとも考えられる。この場合、こうした実態が、出産を抑止する一因となり得る。

また、出産を理由とした不利益取り扱いを事業主が

行なうことが法令で禁止されているとはいっても、それが本当に守られるかどうかはハッキリしない状況にある可能性がある。こうした場合、現在就労している労働者は、所得を喪失または縮小する可能性があるので、そのようになる可能性を惹起する出産を躊躇することが考えられる。

③ キャリア中断による不利益の心配

女性の職場進出が伸展している中で、法令上、出産・育児を理由とする解雇・不利益取り扱いが禁止されていても、事実上の不利益の取り扱いを事業主から受けることが心配であるため、働く女性は、少なくとも労働市場に参入した当初数年間は、出産によるキャリア中断を恐れて、出産を躊躇する。

年功制をとっていないイタリアではあるが、一定のキャリアを企業で重ねると、こうした不利益取り扱いを事業主から受ける心配も減少するのか、入社数年してから出産する傾向があると考えられる。このため第1子出産年齢が従前より上昇して、肉体面から第2子以降を出産することに女性が躊躇するようになると考えられる。

(2) 統計調査により明らかとなった問題点

ここで、2002年にイタリア政府統計局（ISTAT）が出生後18～21か月の子をもつ母親を対象に行った調査結果によると、妊娠を理由として6%の女性が解雇され、労働時間と育児時間との都合がつかないので14%が当面労働を断念するとしている。

また、働いている（た）母親の82%が常用雇用（期間を定めない雇用）に就いていたが、期間を定めた雇用に就いている者が14%、契約を結ばないで雇われている（正当な雇用契約などの契約関係を締結せずに、事業主に労務を提供している者）が4%であった。

なお、2001年に行われた労働力に係る統計の調査では、期間を定めない雇用に就いている者は、男性労働者全体の91.7%、女性労働者全体の88.1%となっている。

本件の調査対象の働く母親のうち、33.2%がパートタイムで労働していて、これは女性全体のパートタイム労働者比率（16.9%）。なお、男性のパートタイム労働者比率は3.5%）より高率となっている。これら母親が働

いている職場でみると、公務員などの公的職場が33.6%であった。

また、持ちたい子の数としての希望は2人強であった。

イタリアの40代の女性の8割は子を少なくとも1人は有しているとされ、少子化の最大の問題は2人目以降の子の出生が抑制されていることにあると考えることもできる。

(3) 最近の制度導入・改革

① 国による一時金支給制度(3の(4)参照)

少子化の改善、特に第2子以降の子の出産が減少している状況(上記(2)参照)を改めるため、政府は、第2子以降の子を出産した母親に対して、経済的支援として、1,000ユーロを国が支給する制度を、2003年9月30日付けデクレトレッジエで実験的な時限措置として創設した(3(4)参照)。

この制度について、労働組合(CGIL)は、「出産・育児する母親に1,000ユーロ程度支給するのであれば、富裕層には些額すぎて出産・育児のインセンティブにはならないし、低所得層に対しては、出産・育児に係る費用は1,000ユーロ程度では足りない」と批判している。

なお、本措置は時限措置にはなっているものの、マロニ労働社会政策相は、少子化に対して効果があれば、制度は継続したいし、予算さえ許せば第1子出産に関しても一時金の支給を行いたい旨を示唆しており、今後制度が中期的に存続することも十分想定される。

② 父親休暇制度(4の(3)参照)

イタリア政府は、育児について、2000年3月8日法律第53号で父親休暇を認めた。これにより一定の要件をみたせば、母親労働者の有する出産休暇の権利・制度を大部分父親労働者も利用できるようになったもので、男女の育児共同参画の考え方にとって、1つの到達点となったと考えることもできる。この制度が創設された背景の1つには、少子化の傾向を少しでも縮減したいとの考え方があったであろうし、1996年に欧州委員会がイタリアの女性の夜間労働禁止の国内法などについて、フランスと共にイタリアを欧州裁判所に提訴し、1997年にはイタリアの労働法が男女均等待遇指令違反とする判決を受けるという、イタリア政府にとって男女均等

問題に関して不本意な事態が招来したことがあって、男女均等法制の整備に積極的になっていたこともあろうかと考えられる。

組合は父親休暇制度の考え方自体は評価しているが、同時に実効性の確保も求めている(取得率の統計はないが、低率にとどまっているとも考えられる)。

③ 保育所整備を行う事業主に対する助成(5の(3)参照)

政府は、保育所の整備を推進するため、2003年1月から、職場内に保育所や保育スペースを設置する事業主に対する助成制度を創設した。

制度利用希望企業は、これまでのところ大企業・有名企業・外国企業が多く、イタリア経済の中心で、産業・雇用の主柱をなっている中小企業については未だ少ない。また、利用希望企業に有名企業が多いことも、本当に従業員の福利厚生を向上させるためにそれを行うのか、それとも社会的宣伝(アピール)としてそれを行おうとしているのかは疑問が残る。

しかし、こうした制度を自主的に利用する動きをこうした企業がみせたこと自体、従前の、母親労働者に係る待遇・育児に対する配慮は、そもそも政府がすべきことであって、企業の所掌外であるからあまり関心をよせない、という態度からは変化しているとも考えられ、企業の従業員育児に係る態度も、少し変化する傾向にあるものとも考えられる。

7 今後の課題

戦前などの過去の経緯や、個人の考え方・人生決定を最重視する立場から、これまで少子化の進展に対して特別な対応を長らく行ってこなかったイタリア政府も、出生率が先進国最低レベルになったここ数年は施策を転向してきている。こうした中、2003年2月にマロニ労働社会政策相が公表した社会福祉白書においては、家族の役割と人口問題の重要性とを強調し、「家族問題」を政策の中心に据え、「出生率低下問題」を解決するとし、この2課題が優先課題であるとしている。これを受けて、2003年9月には国による一時金支給制度を創設し、第2子出生に係る経済的支援(3の(4)参照)が開始された。そして、この施策の成果である、出生率の変遷状況をみながら、時限措置で始まった第2子

出生に係る支援の延長も考える、第1子出生に関しても支援措置を行う用意がある、など、イタリア政府は、今後、少子化対策を強化することが想定されている。

最近数年間の統計数値では、少出生率が落ち着きを示しており、イタリア政府はその動きを注意深く見守っている状況である。

(1) 社会福祉白書

社会福祉白書は、政府・労働社会政策省が、国内における社会福祉の総覧、今後の国としての福祉のあり方についてを、広く国内に紹介・啓蒙するために発行しているものである(毎年発行と決まっているものではない)。直近のものは2003年2月4日発行のものである。

この白書では、イタリアが今後50年内に日本に次いで(世界で)2番目の老齢国になると警告しており、おおむね次のように事態を分析・今後の施策について記述している。

① 2つの重点施策

a 人口構造の変遷を管理していく

a) 現状認識

国の高齢化の原因は、平均寿命の伸延と、1975年から1985年までの10年間の出生率の減少である。

出生率の低下は1つの原因によるものではない。出産の問題は、勿論一義的には個人の決定に委ねられるが、個人の幸福と、家族の幸福は密接に関連していることが近時の調査で判っている。理想の子の数を訊かれるると2人以上と答え、これは他の欧州諸国とそれほど変わらない数値なのに、実際の出生数が少ない事実は、どこに理由があるのか、経済的事情か、各種の社会的サービス(保育所など)の有・無か、家族のための時間と自分の労働時間との衝突か、教育システムのせいか、若い世代の所得水準が適当でないからなのであろうか。

注目すべきは、一般的傾向として、イタリア人がその人生の前半期において、人生の諸決断を遅らせる傾向にあることである。従前に比べ、子どもが自分の家族から独立するのが遅くなっているし、就労の開始も遅くなっているし、子どもを保有するようになるのも遅くなっている。18~34歳の若者では、親と共に生活している者の数が着実に増加しており、同世代で結婚してい

る者の数を大きく上回り、平均結婚年齢の上昇に貢献している。この現象は、若年者に係る、経済的問題、高失業率、住宅問題といった原因だけでは説明できない。

30歳を過ぎても、多くの子は親元に住んでいる。こうした状況下では、イタリアが欧州においてもっとも第1子の出生が高齢となる国の一つであってもおかしくないし、その年齢は上昇している。

親と同居する子の数が多いのは、地域によっても差異があり、南部でそうした者の率が高いが、これは南部の雇用情勢が悪いことが影響している可能性がある。

また、25歳から29歳までの若年者の16%が、そして30歳代の約5%が学業のために親元に残っているが、これは既存の教育制度の効率性を疑わせるし、人的資源のむだでもある。

b 家族問題を政策の中心課題に据える

家族問題に係る公費歳出が(他の分野に対する歳出と比較して)少ないことを考慮し、家族に有利となるサービスを強化する。これは必要なことだが、これだけでは十分でない。家族責任に係る支援のためには、ある部門での政策というよりは、むしろ、さまざまな政策によるいくつもの(政府の施策による)介入があつて得られるものである。

家族が社会福祉の中心的プレーヤーであるという点も再認識しておく必要がある。

イタリアの福祉システムの改善も必要である。現在のシステムは、必要があった場合に、公的機関が介入したり、民・公の機関が各種の助成サービスを提供するといったもので、家族関係の維持・強化には不十分である。

a) 貧困と社会阻害

イタリアでは約12%の家族、約13.6%の人々が貧困層に入っている。全部で約800万人、250万家族であり、このうち約3分の2が南部、島嶼部に集中している。貧困はその人が受けた教育に大きく依存していて、中高等教育を受けた者の多い北・中部にはほとんどいない。一方、南部では、初等教育以下の者の約3分の1が貧困層である。一般的にいって貧困は家族の特に子の数に大きく影響され、特に2人から3人のところで増加する。また、高齢者のいる家族では、家族内の高齢者の数が増えれば増えるほど貧困家族の割合が増大している。

b)税 制

ヨーロッパの他国の施策では、一般に子の有無・子の数によって、所得が同じでも差異を設けているが、イタリアは無視している。

例として、名目年間所得が30,000ユーロで2人の子を有する家族と、子の無い夫婦の直接税額の差は、2001年の時点では、フランスでは3,000ユーロ強、ドイツでは6,000ユーロ強であったが、イタリアでは500ユーロであった。

このため、子の養育負担の大きい家族とそうでない家族との間で、税制上の取り扱いに差を設ける必要があるだろう。

c)子1人にかかる養育経費

第1子については、試算によれば、子を持つのに従前の所得と比して、18%から45%の所得増が必要と考えられる。25%平均と考えて、この金額はイタリアの平均的家庭にとっては、毎月500～800ユーロと考えられる。

第2子と第3子についていうと、第2子を持つに17%から30%の所得増が必要と考えられ、第3子を持つには18%から35%の所得増が必要と考えられる。

d)所得移転

所得移転については、現在のイタリア制度は非常に捻れたものになっている。多くの改変を経てきた核家族手当についていうと、1976年に同手当の受給者は、約800万人であった。そしてそれが扶養している家族の員数は、1750万人であった。その内、被用労働者は73%、年金受給者は22%であった。この制度で、18歳未満の子の87%を支援していた。

その後25年間で核家族手当の支給額は4倍となり、一方、年金支給の金額は12倍となった。

e)保育サービス

保育サービスについて、直近の10年間で、公的保育所が増加せず、一方、私的保育所が保育所全体の7%から20%にまで増加したことを強調しなければならない。しかし、イタリアでの保育所利用率は、中・北ヨーロッパ諸国で30～40%となっているのに比して7%と、欧洲でもっとも低い率の国になっている。最近の調査で、

保育所費用が、多かれ少なかれ、育児関連各種サービスや、母親労働者の労働に係る選択に影響を与えることが判ってきている。経済的事情のほかに、保育サービス制度に問題があるのかもしれない、例えば開園時間帯に問題があるのか、保育所の従業員に問題があるのか。

育児のための社会政策と、女性労働者に係る政策では、保育サービスのコストを削減すべきだし、民営であれ公営であれ保育サービスは拡大すべきだし、開所時間も、より柔軟なものにすべきである。

政府は、2002年財務法で、5000万ユーロを保育所の整備に投入し、その後、2003年財務法では、1つの「回転式基金」(uno fondo di rotazione：後日、受給企業に返還させるもの)を導入したが、これは職場での保育所の設置に対して助成・促進するものであった^(注12)。

f)職場と家庭の調和対策

母親になることは、依然として労働の見地からはネガティブなないと受け取られているのが現状である。生産効率を低下させるという考え方—この考え方自体、家族が社会にとって重要であるということを軽視している企业文化につながっている—である。この考え方に対しては、現状の、パートタイム労働の態様、休暇・休職期間の長さが、適切かどうかを検証する必要があるだろう。また、それがもし適切でないとしたら、労働時間の柔軟化を進めることで、母性保護に係る大きな改善になるか検討しなければならない。また休業期間中に訓練・職業能力再開発(riqualificazione)の課程を受けることができるようにして、母親が労働に復帰するインセンティブを授与する必要もあるだろう。また、労働時間貯蓄(“banche del Tempo”)（制度）に関しても、検討すべきである。

最近の調査結果では、第1子を出産した女性が労働に復帰する際に最も支障が大きいのが、中・高等教育を受けている女性であることが判明した。労働規範をもう一度、家族の立場から、そして仕事と育児をより調和させ、職場復帰にもより符合するように考え直さなければならない。

社会認識の高い企業をモデルにして、実験的プログラムを行うのも良いだろう。

政府は、ソーシャルパートナー(労使)や各種団体と

協力しつつ、労働時間の柔軟化及び雇用の保護に関して、バランスのとれた調和をもたらすために、どういう施策が考えられるかについて、議論する場を設ける準備がある。この問題については、ソーシャルパートナーが、過去の自らの経験を基に、協力するよう働きかける。

g) 住宅政策

過去20年間で、国内の住宅資産は増大し、持ち家者の割合が上昇した。しかし依然として住宅に困っている人たちがいる。若い夫婦が最初の住宅を取得することを容易にする全国レベルの計画は存在していなかったことから、政府は、2003年の予算で、若い夫婦、容易に住宅を取得することなどができるようにするための融資に便宜を与えることを計画した。

(注1) 社会保険における諸給付は、廃疾(障害)・老齢・遺族年金、疾病、結核、失業、労災・職業病の各保険制度及び家族手当制度に基づいていて、全国社会保障機関(INPS; Istituto Nazionale per la Previdenza Sociale)が失業給付、疾病給付を含む大半の社会保障に係る給付・保険料徴収業務を行っている。

全国社会保障機関(公法上の法人)は、イタリア最大の政府系機関であり、全国に地方機関を有する。

全国社会保障機関は、労使の保険料収入を主な財源とし、一部、国の財務支援を受けて運営されている、イタリアの社会保障制度の主柱を構成している。

1,597万人の年金受給者を所管し、年金などの社会保障に関して、2,681万人を被保険者として所管する、イタリアの民・公労働者の社会保障業務の大半を所掌する機関である。

全国社会保障機関が年金部分など、多数の分野別に徴収している各種の保険料の1つに失業保険部分保険料(DS)があるが、その料率は、産業・企業規模・労働者の種類別に細かく別れて規定されている。50人以上の規模企業の労働者(生産労働者とも。operai)。イタリアでは、日本の言う労働者を、事務職員(impiegati)と労働者(Operai)とに分離して取り扱うのが習慣となっている。これはドイツでもフランスでも同じである(ドイツでは被用者(労働者)Arbeitnehmer、事務職員Angestellte、労働者Arbeiter、フランスでは事務職員employé、労働者ouvrier)では事業主負担分が賃金の1.61%、労働者負担分0%であった(2001年)。

家族手当は、全国社会保障機関の管理のもとで支給され、財源は事業主負担である。

ほかに労働関連の補償給付には、労災・職業病保険(日本の労働者災害保険に相当)の給付などがあり、労災・職業病保険は全国労働災害保険機関(INAIL; Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro(労働災害保険制度を運営する公法上の法人))が管理し、事業主による費用負担(一部国庫補助)で運営されている。

イタリアの社会保障(previdenza sociale)は、多数の管掌機関ごとに年金・手当の制度が林立している点に特徴があり、またその年金・手当の財政面についても、管掌機関ごとの自前で集める保険料と、国からの財政的援助が混じり合ったり、保険料率も制度ごとにまちまちで場合が著しく多いことなど、きわめて複雑な状態になっているところに特徴がある。

(注2) 日本の市町村に相当する地方自治体のこと。人口によって日本のように市・町・村と区別されることはない。イタリアの行政機構は、中央政府—州(regione)—県(provincia)—市町村(comune)の階層の構成になっている。州は州法の制定など広範な自治権を有している。コムーネは約8,000、県は約100、州は20ある。

(注3) 国民社会政策基金(Fondo nazionale per le politiche sociali)と予算、財務法の仕組み

1997年12月27日法律第449号第59条によって、首相府(Ia Presidenza del Consiglio)に、社会政策基金("Fondo per le politiche sociali")が設置されたことが始まりである。その後、1998年3月31日デクレトレッジ(注4参照)第112号第133条によって、国民社会政策基金と命名された。

基金の原資は一般租税から得られる国の一般会計である。国の一般会計は、毎年、財務法(下記参照)によって規定され、金額が確定される。

イタリアの予算(bilancio dello stato)の仕組みは複雑だが、大要次のようになっている。なおイタリアの予算年は1月1日～12月31日となっている。

① 経済・財政計画文書(DPEF; Documento di Programmazione Economico-Finanziaria)

② 年間予算

③ 複数年予算

④ 財務法

① 経済・財政計画文書は、総理大臣と経済財務大臣の連名で、内閣が公表する。この計画は、4年間の国の予算の大綱を策定するためのものである。計画には、過去の経済財務情勢・政策のまとめ、中期的な経済情勢の予測などが含まれている。直近のものは2003年7月に取りまとめられた2004～2007年に係るものである。

② この計画などを考慮に入れた上で、毎年、経済財務省が各省から予算計画を受け取り、当初予算案を作成する。

③ 次いで、政府が、毎年9月30日までに、現行の法体系制度に基づいて作成した年間予算、及び向こう3年間にかかる複数年予算を提出する。これはそれぞれ法律の形式で提出し審議され、成立することとなる(イタリアは西欧諸国に多い、予算法律主義の国の一つである。日本では予算是法律と別ものと一般には考えられている。決定の仕方も一般法とは異なっている)。

財務法は、1978年に導入された制度で、複数年にわたる歳出を再調整したり、年間予算に変更・追加したりする場合の手段として作成される法律である。

従前からの法体系によって、それぞれのプログラム(施策／制度)に係る歳出額が毎年固定されている。経済・財政の変動状況に応じて、毎年の歳入・歳出を均衡させ、また、一定の政治的思惑で、既存の予算・複数年予算を修正させるための制度が「財務法」である。ほぼ毎年制定されて

いる。これによって、予算と財務法が事実上連結されている。この財務法の制度はフランス型をモデルにしたといわれている。

「2001年財務法」、「2002年財務法」、「2003年財務法」の各法及びそれら各法によって改正を受けた予算法、関係デクレトレッジ、関係省令などによって、国民社会政策基金の額・使用用途が逐次変更されている。

2003年に關しては、基金総額が1,716,555,931ユーロであった。このうち、(1)全国社会保障機関(注1参照)には678,279,253ユーロ、(2)各州及びトレント・ボルツァーノ自治県(注11参照)には896,823,876ユーロ、(3)コムーネには44,466,939ユーロ、(4)労働社会政策省には96,985,863ユーロが割り当てられ、その範囲でそれぞれの機関は支出できることとなっている。

(注4) デクレトレッジは、政府が緊急の必要がある場合に議会に代わって立法行為を行うもので、公布後60日以内に法律に転換されない場合は溯及的に効力を失う。

本文でデクレトレッジで掲載したものは事後それぞれ法律化されているが、イタリアでは法律化された番号で呼びずに、当初のデクレトレッジとその番号で表示するのが通例となっている。

議会の立法権の一種の侵害ともいえる。「法律命令」、「暫定措置令」、「緊急政令」などの訳がある。

フランスのデクレロワ(decret loi)。法律の授権に基づき、通常は議会の権限に属する領域において制定される政府のデクレ(大統領又は首相によって署名された、執行力を持った行政決定)。法律と同等の効力を持ち、現行の法律を改正することができる)に相当するものである。

この他に委任立法令(decreto legislativo)があり、これも議会に代わって政府が制定することのできる立法行為である。これは特定の事項を対象にして、限られた期間について、議会が政府に対して通常の法律の効力を有する命令を発出する権限を法律において委任した場合、政府が当該法律に基づいて制定する。

また、共和国大統領令(Decreto del Presidente della Repubblica)、省令(Decreto Ministeriale)があり、それぞれが日本の政令、省令に相当する。

(注5) 日本でいえば農協の組合員などが相当する。

(注6) 労働社会政策省が所掌する地方・第一線組織である。各県単位で設置されている。労働監督、労働政策、労使関係問題を所掌する。

(注7) イタリアの3大労働組合ナショナルセンターの1つである(他の2つはイタリア労働組合連盟(CISL; 約230万人)とイタリア労働連合(UIL; 約180万人)である)。

1906年創設のイタリア最古の労働組合ナショナルセンターで、組合員数は約530万人である。国際自由労連(ICFTU)に加盟している。

なお、イタリアの労働組合には、年金受給者が非常に多いことが特徴である。

(注8) 1993年5月20日デクレトレッジによって発足した基金。労働社会政策相と財務相との合意で成立している。基金の性質については、(注3)参照。

(注9) イタリアでは、正当な事由(giusta causa)がなければ個別解雇はできない旨の労働者を保護する立法があり(1966

年法律第604号。それ以前は民法典による、より弱い解雇規制)、解雇がきわめて限定的にしか行われないようになっているが、重大な過失ある場合はその例外となり、労働者を解雇できる。

フランスの「重い非行」(faute grave)に相当する。

(注10) EUの欧洲社会基金、イタリア労働社会政策省及びヴェネト州の財源により、2002年～2004年の時期限定で設置されたプログラム。事務局は大学教授などで構成される。女性の仕事と生活の調和、男女間賃金格差の是正、仕事上の男女差別の縮減を図ることで、観光・文化産業に既に従事している女性及びこれからこうした産業で起業しようとする女性の仕事及び生活の向上を図ることを目的にしている。

(注11) トレント・ボルツァーノ自治県

1919年にオーストリア領からイタリア領となったトレント(自治)県・ボルツァーノ(自治)県はドイツ系住民が多いため、ドイツ系を配慮した広範な自治権が与えられていて、他地域と異なる制度が多い。州と同じく、県法も制定できるなど、普通の県とは異なる扱いとなっている。

(注12) 5(3)の事業主に対する助成措置をさす。

(注13) フランスなどで行われている「労働時間貯蓄(compte épargne-temps)」の考え方と相当すると考えられる。仏の労働時間貯蓄は、労働法典L.227-1条以降に規定されており、労働協約や、企業での労使合意によって、労働者が一定の労働、特に所定時間外労働を行った場合、労働者が割り増し賃金の受領によって労働の対価を得るのでなくして、「労働時間貯蓄」に当該労働時間を計上(「貯蓄」)し、のちに労働者の希望する任意の時にその「貯蓄」を取り崩して、その時日を労働を要さない時日にすることができますという制度を設けることができる。

参考文献

- ・全国社会保障機関(INPS)ホームページ
- ・労働社会政策省(Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali)ホームページ
- ・統計局(ISTAT)ホームページ
- ・IPSOA-FRANCIS LEFEBVRE
“Memento Pratico IPSOA-FRANCIS LEFEBVRE Lavoro 2003”
- ・Editore SEAC
“Contributi e agevolazioni INPS”
- ・OECD
“Labour Force statistics 2003”
- ・L.Galatino
“Diritto del lavoro” G.Giappichelli editore
- ・Edizioni SIMONE
“Compendio di Diritto del Lavoro VIII Edizione”

- ・ Garzanti
“Enciclopedia del Diritto”
- ・ M.Cagarelli
“I congedi parentali” G.Giappichelli editore
- ・ 日本労働研究機構
「海外労働時報2003年6月号 政府による新福祉白書」
- ・ 吉田裕治
「会計調査研究第28号 イタリアの財政・予算と会計検査の概要」会計検査院
- ・ 高橋利安
「外国の立法212号 イタリア憲法第2部第5章「州、県及びコムーネの改正」国立国会図書館
- ・ 財務省
「平成13年6月8日財政制度等審議会財政制度分科会提出資料 海外調査 イタリア(公共事業・地方財政)」
- ・ (財)こども未来財団
「平成10年度 諸外国の幼児育成環境対策に関する現状調査事業海外調査報告」
- ・ 大内伸哉
「イタリアの労働と法」日本労働研究機構
- ・ De Agostini
“Diritto Dizionari Essenziali”
- ・ 馬場康男・岡沢憲美編
「イタリアの政治」早稲田大学出版部
- ・ 濱口桂一郎
「EU労働法の形成」日本労働研究機構
- ・ 三省堂
「フランス法律用語辞典」
- ・ 足立正樹編著
「新版 各国の社会保障」法律文化社